



Title	室町期荘園の支配と損免交渉：東寺領播磨国矢野荘を中心に
Author(s)	大橋, 咲菜
Citation	若手研究者フォーラム要旨集. 2022, 6, p. 11-14
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/89313
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

室町期荘園の支配と損免交渉

—東寺領播磨国矢野荘を中心に—

日本史学 博士前期課程 1 年

大橋 咲菜

はじめに

本稿は、室町期の荘園制が展開し変容する過程に、百姓層の活動を位置づけることを目的とするものである。具体的な事例として、荘園領主である東寺に、豊富に関連史料が残された播磨国矢野荘における、損免交渉を取り上げる。この損免交渉の分析により、在地社会研究との連関が不十分であると指摘される室町期荘園制について、荘園領主支配と百姓層の活動との相互関係から、その内実を明らかにすることを目指す。

1. 先行研究と課題の設定

従来、荘園制の「解体期」¹や「衰退期」²ととらえられてきた室町期は、2000 年代の「室町期荘園制論」の提起を受けて、南北朝期に再編された独自の秩序をもつ、荘園制の新たな段階であると理解されている³。一方で、荘園制にかかわる視角として、「下からの荘園制」と表現される、中世後期に自立性を高めたとされる在地社会との関係を問う研究がある。そこでは、1980 年代に提起された「移行期村落論」の影響から⁴、現地に生活する人々にとって荘園制の有する機能が論じられた⁵。しかし、領有論の立場からの提起である室町期荘園制論では、「下からの荘園制」研究のような在地社会、とくに村落や百姓層の動向をふまえた検討は十分になされてはいないことが指摘

¹ 永原慶二『荘園』（吉川弘文館、1998 年）。

² 網野善彦『中世荘園の様相』（塙書房、1966 年）。

³ 現在のもっともまとまった成果として、伊藤俊一『室町期荘園制の研究』（塙書房、2010 年）がある。

⁴ 勝俣鎮夫「戦国時代の村落」（同『戦国時代論』岩波書店、1996 年、初出 1985 年）、藤木久志『村と領主の戦国世界』（東京大学出版会、1997 年）など。現在でも、中世後期の村落を考えるうえでの基本的枠組として評価される一方で、時期的段階差や地域差の捨象といった問題点が指摘されている。その研究史と課題については、高木純一「中近世移行期村落論の課題」（『日本史研究』696、2020 年）を参照されたい。

⁵ 稲葉継陽「庄家の一揆と地域社会」（同『戦国時代の荘園制と村落』校倉書房、1998 年、初出 1996 年）、榎原雅治「地域社会における「村」の位置」（同『日本中世地域社会の構造』校倉書房、2000 年、初出 1998 年）。

されている⁶。

このような室町期荘園制論の課題に対して、損免交渉は有効な検討事例であると考ええる。損免交渉とは、日本中世の荘園制下において、災害などが原因で、定められた年貢を納めることができない場合に、現地の百姓たちが荘園領主に対して年貢の減免を交渉することである。とくに、室町期荘園制論において主に扱われた東寺領荘園では、損免交渉が連年なされていたことが確認される。つまり、損免交渉を分析の対象とすることで、荘園領主と百姓層の関係を編年的に検討し、百姓たちの活動に視点を据えて、室町期荘園制の展開をとらえることができるのである。

そこで、損免交渉を検討するにあたり、フィールドには東寺領播磨国矢野荘を設定する。前にも述べたとおり、室町期荘園制論では東寺領荘園が主に扱われ、なかでも矢野荘は主要なフィールドのひとつとなっている。くわえて、矢野荘は播磨国に位置する荘園である。室町期荘園制下の在地社会を扱う際、矢野荘とおなじ東寺領である山城国上久世荘が多くその対象となってきたが⁷、上久世荘は東寺膝下領であるという点で、百姓層の動向には大きな特徴を有すると考えられる。これに加えて、東寺の膝下にはない矢野荘を対象とすることで、より総体的に荘園領主支配と百姓層の活動との関係を描くことが可能であろう。

以上のことから、遠隔地に位置する矢野荘における損免交渉の展開を、荘園領主と百姓層双方の視点から検討することで、室町期荘園制の内実をとらえていきたい。

2. 矢野荘と損免交渉

矢野荘をフィールドとして損免交渉を検討することの意義は、すでに述べたとおりである。ここでは、矢野荘と損免交渉の基礎的な事項について取り上げる⁸。

播磨国矢野荘は、その領有の経緯から、大きく別名と例名に分かれる。別名は、正安2年(1300)に亀山上皇によって南禅寺に寄進され、以後同寺領として存続した。別名以外の部分を例名といい、正安2年に地頭方(東方)と領家方(西方)とに下地中分されたのち、正和2年(1313)、領家方は後宇多上皇から東寺に寄進され、文保元年(1317)には別納とされた部分も改めて東寺に寄進された。以下、矢野荘とは、すべて東寺領部分を指すこととする。

室町期の矢野荘は、学衆方と廿一口供僧方という東寺の寺僧組織がそれぞれに代官の派遣や会計を行い管理した。しかし、在地の問題には共同で対処し、人員も一部重複していたことから、ここでは一括して把握することとする。また、現地の支配は、

⁶ 志賀節子『中世荘園制社会の地域構造』(校倉書房、2017年)、高木純一『中世後期の京郊荘園村落』(吉川弘文館、2021年)など。

⁷ 近年ではとくに、「室町期荘園制下の村」という視角から研究をまとめられた高木純一氏の成果がある(前掲註6高木著書)。

⁸ 以下、とくに注記のない場合、矢野荘の基本事項については『相生市史 第一巻』(1984年)、『相生市史 第二巻』(1986年)を参照した。

東寺から派遣された代官と在地有力者である田所によってなされていた。彼らは、東寺の命を受けて年貢の徴収などを行うとともに、年貢の負担者でもあった。

つぎに、損免交渉について述べる。損免交渉は、年貢減免闘争として、力を強めてきた農民による、余剰生産物の在地留保を得るための闘いと理解されてきた⁹。矢野荘においても、百姓たちが代官祐尊の排斥を訴えて強訴逃散した、永和3年(1377)の

「惣荘一揆」という研究史上著名な事件から、この一揆の基盤となる在地の結合を示すものとされた¹⁰。しかし、損免と代官の排斥では要求の内容が異なるという批判が加えられ¹¹、史料から知られる全国の災害情報と矢野荘の損免関係史料との対応が示されると¹²、会計帳簿である散用状に現れる「河成」や水害の分析を中心に、損免の内実が明らかにされた¹³。現在では、損免交渉の背後に実際の現地の被災が存在したことは、共通理解となっているといえる。さらに、近年はより高精度な古気候復元がなされており、損免と災害が密接不可分な関係にあったことは、自然科学からの裏づけも得ている¹⁴。

一方で、損免交渉の具体的な活動に着目した研究については、『相生市史』において特徴的なあり方が記述されているほか¹⁵、百姓と荘園領主双方の視点から、両者の間でやり取りされる豊凶情報を扱ったものがある¹⁶。

また、気候変動による農業生産状況と室町期荘園制の変容との関連が論じられているが¹⁷、そこでは損免が決定される経緯をふまえておらず、検討の余地がある。通時的に損免交渉の実態について検討し、歴史的展開のなかに位置づける必要があるだろう。

⁹ 1970年代までの研究史については、佐藤和彦「中世民衆史の軌跡と課題—研究史からの検討—」(同『中世民衆史の方法—反権力の構想—』校倉書房、1985年、初出1981年)。

¹⁰ 佐々木久彦「南北朝期における農民の動向—東寺領播磨国矢野荘の場合—」(『国史学』80、1970年)。

¹¹ 福嶋紀子「損免要求と荘家一揆—播磨国矢野荘—」(同『中世後期の在地社会と荘園制』同成社、2011年、初出1982年)。

¹² 藤木久志「ある荘園の損免と災害—東寺領播磨国矢野荘の場合—」(同『戦国民衆像の虚実』高志書院、2019年、初出2009年)。

¹³ 田村憲美「中世における生業環境と民衆の地域社会—東寺領播磨国矢野荘の『河成』と気候変動をめぐって—」(悪党研究会編『中世荘園の基層』岩田書院、2013年)、橋本道範「日本中世における『水辺』の支配—播磨国矢野荘の『河成』をめぐって—」(『歴史地理学』58、2016年)、赤松秀亮「播磨国矢野荘における水害と損免要求—『荘家の一揆』形成の社会的論理—」(『地方史研究』398、2019年)がある。

¹⁴ 中世史研究については、伊藤啓介他編『気候変動から読みなおす日本史4 気候変動と中世社会』(臨川書店、2020年)が、最新のまとまった成果である。

¹⁵ 『相生市史第二巻』第2章第1節3(馬田綾子執筆、1986年)。

¹⁶ 榎原雅治「損免要求と豊凶情報」(前掲註5榎原著書、初出1991年)。

¹⁷ 伊藤俊一「応永～寛正年間の水干害と荘園制」(海老澤衷・高橋敏子編『中世荘園の環境・構造と地域社会—備中国新見荘をひらく—』勉誠出版、2014年)、同「14～15世紀における荘園の農業生産の変動—播磨国矢野荘を中心に—」(前掲註13伊藤他編著書)。

それでは、損免交渉はどのような流れで行われていたのか。基本的には、以下のようであったと考えられる¹⁸。①百姓層を中心に、荘園現地で相談をする、②損免を訴える申状と、これに添える荘官の挙状をもって、使者となった百姓の使者が東寺に赴く、③②を受けて東寺は要求への対応を検討し、④東寺側の決定が使者に伝えられ、その場で損免額をめぐるやり取りがなされる、というものである。ここで満足のいく損免額が得られれば使者は下向し、その年の損免交渉は終了するが、そうでなければ①から繰り返され、新たな使者が上洛する。使者は、各年年貢収納のせまる9月頃から東寺を訪れたことが確認されるようになり、なかなか交渉が決着しない場合には、年末まで行われることもあったようである。

このような損免交渉の様子は、「評定引付」という、東寺の各寺僧組織による議事録から知ることができる。先述のとおり、矢野荘は、学衆方と廿一口供僧方によって管轄されたので、「学衆方評定引付」と「廿一口供僧方評定引付」に記述がみられる。簡素な記述が多いものの、損免が決定するまでの東寺と百姓との交渉の過程を読み取ることができる。そして、「評定引付」はおおよそ中世後期を通じて残されており、継続的に損免交渉の事例を追えることも大きな特徴である。ここから事例を抽出し、「評定引付」に記された損免交渉関係記事を通覧することで、時期による損免交渉のあり方の違いや、東寺が損免を求める百姓たちの活動をどのように認識していたのかを知ることができるのではないだろうか。

むすびにかえて

以上、先行研究をふまえながら、研究の課題とそれに対する方法について述べてきた。荘園制のあらたな段階にあると積極的に評価されるようになった室町期の荘園制は、在地社会の視点からの検討は十分ではないことが指摘されている。荘園が人びとの生活の場であった以上、このような視点からの研究を欠かすことはできないであろう。

そこで本稿では、東寺領播磨国矢野荘を舞台に、荘園領主と百姓たちとの間になされた損免交渉を検討することで、荘園現地の百姓層の動向をふまえた荘園制の内実を明らかにしうることを示した。損免交渉は、「評定引付」が残されていることにより、東寺領荘園において、長期にわたってみられる事例である。この分析を通して、東寺の荘園支配の変容を、百姓たちの活動との相互関係から跡づけることができると考えている。

¹⁸榎原雅治「十五世紀東寺領矢野庄の荘官層と村」（前掲註5 榎原著書、初出1985年）、前掲註16 榎原論文。